

第70号議案

滋賀県教育財産管理規則の一部改正について

滋賀県教育財産管理規則（昭和40年滋賀県教育委員会規則第9号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

第2条第1号中「、滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）に定める研修所」および「、滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）に定める野外活動センター、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）に定める博物館」を削り、「、滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）に定める近代美術館、滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（昭和61年滋賀県条例第38号）に定める男女共同参画センター、」を「および」に改め、「および滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第26号）に定める琵琶湖博物館」を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県教育財産管理規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校その他の教育機関 <u>滋賀県立学校の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第51号)に定める学校、滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第52号)に定める図書館、滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第58号)に定める研修所、滋賀県総合教育センター設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第25号)に定める教育センター、滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第31号)に定める野外活動センター、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第23号)に定める博物館、滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例(昭和58年滋賀県条例第29号)に定めるびわ湖フローティングスクール、滋賀県立近代美術館条例(昭和59年滋賀県条例第20号)に定める近代美術館、滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(昭和61年滋賀県条例第38号)に定める男女共同参画センター、滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例(平</u></p>	<p>第1条 省略 (用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校その他の教育機関 <u>滋賀県立学校の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第51号)に定める学校、滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第52号)に定める図書館</u> _____、<u>滋賀県総合教育センター設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第25号)に定める教育センター</u> _____ _____ _____ _____、<u>滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例(昭和58年滋賀県条例第29号)に定めるびわ湖フローティングスクール</u> _____ _____ _____ _____ <u>および滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例(平</u></p>

成4年滋賀県条例第24号)に定める宿泊研修館および滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第26号)に定める琵琶湖博物館をいう。

(2) 管理 教育財産の維持、保存および運用をいう。

(3) 所属替え 学校その他の教育機関の間において、財産の所属を移すことをいう。

第3条以下 省略

成4年滋賀県条例第24号)に定める宿泊研修館_____をいう。

(2) 管理 教育財産の維持、保存および運用をいう。

(3) 所属替え 学校その他の教育機関の間において、財産の所属を移すことをいう。

第3条以下 省略